

沖縄県私立高等学校通信制課程の認可に係る審査基準

(平成27年7月31日付け総務部長決裁)

第1 趣旨

沖縄県知事を所轄庁とする、通信制の課程を置く私立高等学校の設置その他の私立高等学校の通信制の課程に係る認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。

第2 定義

この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施校 沖縄県知事を所轄庁とする、通信制の課程を置く私立高等学校をいう。
- (2) 設置者 実施校の設置者をいう。
- (3) 本校 実施校の主たる施設をいう。
- (4) 分校 本校から組織的、施設的にある程度分離独立しており、本校の管理組織の下で運営するほうが学校運営の有機的な連携ができ、かつ、組織上も効率的である場合に設置される施設をいう。
- (5) 協力校 通信教育規程第3条第1項の規定に基づき実施校の行う通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- (6) 他の学校等 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び技能教育施設をいう。
- (7) 技能教育施設 学校教育法第55条第1項に規定する技能教育のための施設をいう。
- (8) 面接指導施設 面接指導に際し、生徒の修学を図る上で必要が認められる場合に設置される実施校の教育施設をいう。

第3 名称

- 1 実施校の名称は、高等学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校及び中等教育学校の名称と同一又は紛らわしくないものであること。
- 2 学科及び学科に設けるコースの名称は、全日制及び定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与える名称でないものとする。

第4 立地条件

実施校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであり、かつ、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

第5 教育施設及び設備

1 施設・設備の自己所有等

本校及び分校の校地及び校舎等は、自己所有とし、担保に供せられるなど、負担付でないこと。ただし、次に掲げる場合に該当し、かつ、特別の事情があり教育上支障がないことが確実に見込まれる場合は、この限りでない。

(1) 校地の借用

ア 賃貸借契約の締結等により20年以上の長期にわたり借用できることが確実に認められる場合

イ 国、地方公共団体又は独立行政法人から借用する場合であって、20年以上の借用が困難であるときは、特別の事情があり修業年限以上の使用保証があることが確実に認められる場合

(2) 校舎等の借用

国、地方公共団体又は独立行政法人から借用する場合であって、かつ、20年以上の使用保証（特別の事情が認められる場合は、修業年限以上の使用保証）があると認められる場合

(3) 校地及び校舎等の財産の負担付又は借用

次の要件の全てを充足する場合

ア 校地並びに校舎等の施設及び設備の取得に要する資金の借入に係る抵当権の設定等であること。

イ アの資金は、日本私立学校振興・共済事業団、一般財団法人沖縄県私学教育振興会又は確実な金融機関からの借入であり、償還計画が適切かつ確実であること。

ウ 抵当権の設定額等が資産総額の3分の1以内であること。

エ 各年度における賃借料と負債に係る償還額（利子を含む。）の合計額は、当該学校の年間帰属収入の5分の1以内であること。

オ 申請時に、修業年限分の賃借料と負債に係る償還額（利子を含む。）の合計額に相当する額以上の資金を保有していること。

2 本校

(1) 本校の施設は、通信教育規程第9条に規定するもののほか、実施校の教育課程に規定される教科の授業に必要な実験・実習等のための施設及び体育の授業に必要な運動場又は体育館を備えていること。

ただし、運動場及び体育館については、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がないことが認められる場合は、学校教育法に定める学校並びに公の施設等の運動場及び体育館を使用することができるものとする。

(2) 本校の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とすること。

(3) 教室は、生徒数及び面接指導の単位時間数等に応じ、適正な面接指導等が実施できる数を確保するとともに、必要かつ十分な広さを有すること。

(4) 校舎は建物全体を占有するものとする。

3 分校

- (1) 分校の施設基準は、前項の規定に準ずるものとする。
- (2) 設置者は、分校を設ける場合は、実施校の学則に記載しなければならない。

4 協力校及び他の学校等

- (1) 設置者は、協力校を設ける場合及び他の学校等と連携する場合は、当該協力校及び他の学校等の設置者との協力及び連携を十分に図り、生徒の修学に支障のないように努めること。
- (2) 設置者は、協力校を設ける場合及び他の学校等と連携する場合には、協力を受ける内容や連携する内容について、協力校や他の学校等の設置者とあらかじめ文書による取決めを行うこと。
- (3) 設置者は、協力校及び他の学校等を設ける場合は、実施校の学則に記載しなければならない。
- (4) 設置者は、通信制の課程のみを置く高等学校を協力校とする場合は、本校に限り協力校とすることができる。この場合において、当該協力校はこの審査基準を満たさなければならない。
- (5) 他の学校等のうち、技能教育施設で受けた教育を実施校における教科の一部の履修とみなす場合は、実施校の学則に記載しなければならない。

5 面接指導施設

- (1) 設置者は、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、協力校を設置することができないなどの特別の事情があるとともに、教育上及び安全上支障がないと認められる場合は、本校のほかに面接指導施設を設けることができる。
- (2) 面接指導施設の教室は、面接指導の単位時間数等に応じて適正な面接指導等が実施できる数を確保するとともに、その面積は別表第1に定める面積以上とし、実施校専用の施設であることが明確でなければならない。
- (3) 面接指導施設は、前号に掲げる教室のほか、適切な面接指導等を実施するために必要な施設を備えるものとする。
- (4) 運動場及び体育館は、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がないことが認められる場合は、学校教育法に定める学校並びに公の施設等の運動場及び体育館を使用することができるものとする。
- (5) 設置者は、面接指導施設を設ける場合は、実施校の学則に記載しなければならない。

第6 収容定員

- 1 実施校の収容定員は、本校、分校、協力校、他の学校等及び面接指導施設ごとに定める人数を合計したものとすること。
- 2 設置者は、前項の各施設の収容定員について、面接指導・試験等を行うのに十分な教育環境が確保されるよう、適正な人数を定めなければならない。

第7 教育方法

1 添削指導

- (1) 添削指導は、次号及び第3号に規定する事項に留意し、本校において、本校の教員が直接行う体制が整っていること。
- (2) 添削の課題は、その大部分を記述式であることとし、添削指導は、正誤のみの記載ではなく必要な解説等を付すこと。
- (3) マークシート形式等の機械的に採点できるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導として不適切であること。

2 面接指導

- (1) 面接指導は、生徒を本校、分校、協力校、他の学校等及び面接指導施設のいずれかに登校させ、個別又は一斉授業によって行うこと。
- (2) 同時に面接指導を受ける生徒数は、1教室40人以下とすること。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (3) 分校、協力校、他の学校等及び面接指導施設を設置している場合は、在学期間中に1回以上、本校での面接指導を行うこと。
- (4) 設置者は、前号に規定する事項について学則に記載するとともに、生徒募集に当たり、入学志願者及びその保護者に対して正確に理解させるよう募集要項等に明記しなければならない。
- (5) 面接指導は、実施校の教員が直接行うこと。

3 試験

- (1) 試験は、生徒を本校、分校、協力校、他の学校等及び面接指導施設のいずれかに登校させて行うこと。
- (2) 試験は、実施校の教員が直接行うこと。

4 放送その他の多様なメディアを利用した指導

- (1) 放送その他の多様なメディアを利用した指導を行う場合は、その学習の成果について報告課題の作成等により確認すること。
- (2) 多様なメディアを利用して行う学習を取り入れる場合は、計画的かつ継続的に提供され、高等学校教育の目標及びその水準の維持に十分配慮すること。
- (3) 成果の確認及び指導は、本校において、本校の教員が直接行うこと。

第8 教員数及び事務職員数

1 教員数

設置者は、高等学校教諭の普通免許状を有する教員（常時勤務の者に限る。）を別表第2に定める数以上配置すること。

2 事務職員数

設置者は、実施校の規模に応じた事務職員（常時勤務の者に限る。）を置き、適切な事務組織を設けること。

第9 学校評価

設置者は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果をホームページ等で公表し、自ら行った評価の結果を踏まえた実施校の生徒の保護者その他の実施校の関係者（実施校の職員を除く。）による評価を行い、その結果をホームページ等で公表するよう努めること。

附 則

（施行日）

- 1 この審査基準は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この審査基準は、平成28年3月31日までに提出された申請については適用しない。
- 3 施行の日において、この審査基準を満たしていない実施校の設置者は、平成33年3月31日までに基準を満たすために必要な措置を講ずることとする。
- 4 知事は、前項に掲げる実施校の設置者に対して必要な助言を行うものとする。

別表第1（第5関係）

同時に授業を行う生徒数	面積（平方メートル）
40人まで	72
41人以上	$72 + 1.8 \times (\text{同時に授業を行う生徒数} - 40)$

別表第2（第8関係）

生徒数	教員数
300人以下	5
301人以上1,200人以下	$5 + (\text{生徒数} - 300) \div 100$
1,201人以上5,000人以下	$14 + (\text{生徒数} - 1,200) \div 150$
5,001人以上	40人に生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数